



第78期

定時株主総会 招 集 ご 通 知

目 次

株主総会招集ご通知	1頁
株主総会参考書類	
第1号議案	
・取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	3頁
第2号議案	
・補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	8頁
第3号議案	
・役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件	9頁
第4号議案	
・監査等委員である取締役以外の取締役に對する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	11頁
添付書類	
事業報告	13頁
連結計算書類	27頁
計算書類	29頁
監査報告書	31頁
ご参考	37頁

【開催日時】

2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

【開催場所】

加古川プラザホテル 2階
兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

www.harima.co.jp/ir/library/resolution.html



ロジン(松やに)

ハリマ化成グループ株式会社

証券コード：4410

株 主 の 皆 様 へ

2020年6月5日
東京都中央区日本橋 3 丁目 8 - 4

ハリマ化成グループ株式会社

代表取締役社長 長谷川 吉弘

第78期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止策を実施の上で 開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月23日(火曜日)午後5時20分までに到着**するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日(水曜日)午前10時

2. 場 所 兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル 2階 (裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照ください)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第78期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

議決権行使についてのご案内

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
いただき、ご返送ください。

行使期限
2020年6月23日(火曜日)
午後5時20分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株主番号

ハリマ化成グループ株式会社 印

私は、2020年6月24日開催の会社第78期定株主総会(議案または延会を含む)における各議案につき、右記(賛否を含む)の通り議決権を行使します。

2020年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛否の表示がなかったものとして取り扱います。

ハリマ化成グループ株式会社

議決権行使回数

議案	第1号議案(取締役の選任)	第2号議案(監査役の選任)	第3号議案(取締役の選任)	第4号議案(監査役の選任)
賛	○	○	○	○
否	○	○	○	○

株主番号

議決権行使回数

(単元株式数) 100 株

ご所有株式数 株

お 願 い

- 株主総会にご出席しない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日午後5時20分までに到着するようにご返送ください。
- 第1号議案および第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。

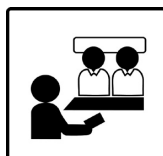
ハリマ化成グループ株式会社

株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

3頁から12頁に記載の議案の内容をご参照の上、
こちらに各議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
- 一部候補者を反対される場合
⇒ 「賛」または「否」の欄に○印を表示し、
除外する候補者の番号を欄内にご記入
ください。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を
切り離さずご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
2020年6月24日(水曜日)
午前10時

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。(www.harima.co.jp)
- 本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、「会社の体制および方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(www.harima.co.jp/ir/library/resolution.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会、会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には当社ウェブサイトに掲載した上記の書類が含まれております。
- 当社は、クールビズを実施しております。株主総会では、当社関係者はネクタイ、上着を着用しない軽装で株主の皆様をお迎えいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。)7名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議の結果、異議なく、また監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は以下の通りであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位及び担当	候補者属性
1	は せ がわ よし ひろ 長谷川 吉弘	代表取締役社長	再 任
2	かね しろ てる お 金城 照夫	代表取締役専務 専務執行役員	再 任
3	たに なか いち ろう 谷 中 一 朗	常務取締役 常務執行役員 ローター社 社長 兼 CEO	再 任
4	にし おか つとむ 西 岡 務	常務取締役 常務執行役員 研究開発部門統括 研究開発カンパニー長	再 任
5	た おか しゅん いち ろう 田岡 俊一郎	取 締 役 上席執行役員 海外業務推進担当 経営企画グループ長	再 任
6	かた おか りょう へい 片岡 良平	取 締 役 上席執行役員 安全・環境・品質、生産技術部門統括 生産本部長 兼 安全・環境・品質グループ長 兼 生産技術グループ長	再 任
7	ろ えい けつ 呂 英 傑	取 締 役 上席執行役員 製紙用薬品事業カンパニー長	再 任

1 はせがわ よしひろ 長谷川 吉弘

(1947年8月30日生)



再任

所有する当社の株式数

104,153株

候補者としての理由

長年にわたり代表取締役として当社グループの経営を担っております。これまでグループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な経験、高い見識は、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年	4月	当社入社
1977年	12月	当社取締役
1983年	8月	当社常務取締役
1985年	6月	当社取締役副社長
1987年	6月	当社代表取締役副社長
1988年	5月	播磨商事株式会社(現 ハリマ化成商事株式会社) 代表取締役社長(現任)
1988年	6月	当社代表取締役社長(現任)
1994年	11月	ハリマエムアイディ株式会社代表取締役社長(現任)
2004年	4月	公益財団法人松籟科学技術振興財団理事長(現任)
2012年	10月	ハリマ化成株式会社代表取締役社長(現任)
2014年	6月	ローター社会長(現任)

2 かねしろ てるお 金城 照夫

(1950年12月31日生)



再任

所有する当社の株式数

66,358株

候補者としての理由

長年にわたり当社グループの管理部門の構築に大きく貢献してきた実績と、経営全般における豊富な経験、高い見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年	4月	株式会社神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行
2004年	2月	当社経理部長
2004年	6月	当社取締役
2009年	6月	当社管理本部長
2010年	6月	当社常務取締役
2012年	10月	当社経理グループ、総務グループ、法務グループ、 人事グループ、広報グループ担当
2012年	10月	ハリマ化成株式会社取締役(現任)
2014年	6月	当社本社グループ管理部門統括
2016年	6月	当社代表取締役専務(現任)
2016年	6月	当社専務執行役員(現任)

3

谷 中 一 朗

(1968年3月12日生)



再 任

所有する当社の株式数

7,096株

候補者とした理由

長年にわたり当社グループの研究開発部門を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な経験、高い見識を有しております。またローター社の責任者として業績回復に貢献し、現在もさらなる発展に取り組んでいることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年	4月	当社入社
2005年	4月	当社中央研究所開発室長
2008年	6月	当社執行役員
2010年	6月	当社取締役
2011年	1月	当社経営企画室長
2012年	10月	当社経営企画グループ長
2012年	10月	当社情報システムグループ長
2012年	10月	当社監査グループ、業務グループ担当
2014年	6月	当社常務取締役(現任)
2014年	6月	当社常務執行役員(現任)
2014年	6月	ローター社社長兼CEO(現任)

4

西 岡 務

(1962年12月16日生)



再 任

所有する当社の株式数

4,955株

候補者とした理由

長年にわたる技術開発者としての豊富な経験、高い見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年	4月	日東電工株式会社入社
2015年	6月	同社取締役上席執行役員CTO全社技術部門長
2016年	12月	当社顧問
2017年	4月	当社常務執行役員(現任)
2017年	6月	当社常務取締役(現任)
2017年	6月	当社研究開発部門統括(現任)
2017年	6月	当社研究開発カンパニー長(現任)

5

た おか しゅん いち ろう
田岡 俊一郎

(1959年10月21日生)



再任

所有する当社の株式数

4,341株

候補者とした理由

長年にわたる海外関連業務の経験などに基づく高い見識と、海外子会社を含む経営管理全般に関する豊富な経験が、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年	4月	株式会社太陽神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行
2008年	8月	同行業務監査部部付部長(ニューヨーク)
2012年	10月	当社監査グループ長
2013年	10月	当社執行役員
2015年	6月	当社海外業務推進グループ長
2017年	6月	当社取締役(現任)
2017年	6月	当社上席執行役員(現任)
2017年	6月	当社海外業務推進担当(現任)
2017年	6月	当社経営企画グループ長(現任)

6

かた おか りょう へい
片岡 良平

(1955年9月2日生)



再任

所有する当社の株式数

4,400株

候補者とした理由

長年にわたり当社グループの製造全般における豊富な経験、高い見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年	3月	当社入社
2003年	7月	当社電子材料事業部製造部長
2012年	6月	当社執行役員
2012年	6月	当社電子材料事業部副事業部長
2015年	6月	当社上席執行役員(現任)
2015年	6月	当社樹脂・化成品事業カンパニー長
2018年	11月	当社生産本部長(現任)
2018年	11月	当社安全・環境・品質グループ長(現任)
2018年	11月	当社生産技術グループ長(現任)
2018年	11月	ハリマ化成株式会社取締役(現任)
2018年	11月	同社加古川製造所長(現任)
2019年	6月	当社取締役(現任)
2019年	6月	当社安全・環境・品質、生産技術部門統括(現任)



ろ 呂 英 傑

(1959年7月5日生)



再 任

所有する当社の株式数

1,168株

候補者とした理由

長年にわたり当社グループの製紙用薬品事業におけるグローバル展開への実績と豊富な経験、高い見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年	4月	当社入社
2012年	9月	杭州杭化哈利瑪 副総経理
2017年	6月	当社執行役員
2018年	4月	当社製紙用薬品事業カンパニー 副カンパニー長
2018年	6月	当社上席執行役員(現任)
2018年	6月	当社製紙用薬品事業カンパニー長(現任)
2019年	6月	当社取締役(現任)

- (注) 1. 取締役候補者 長谷川吉弘氏は、ハリマ化成株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より債務保証を受けております。
2. 取締役候補者 長谷川吉弘氏は、ハリマエムアイディ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に対しグループ内貸付を行っております。
3. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 各候補者が所有する当社の株式数には、ハリマ化成役員持株会における持分を含んでおります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。松岡大藏氏は監査等委員である社外取締役 道上達也氏および高橋庸夫氏の補欠として、川畑明男氏は監査等委員である取締役 山田英男氏の補欠として、選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議の結果、異議なく、また監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は以下の通りであります。

候補者番号	まつおか だいぞう 松岡 大藏 (1939年12月28日生)
1	
所有する当社の株式数	
0株	

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1958年	4月	大阪国税局採用
1994年	7月	大阪国税局法人税課長
1997年	7月	大阪国税局徴収部長
1998年	9月	松岡税理士事務所開設 現在に至る

候補者番号	かわばた あきお 川畑 明男 (1958年10月23日)
2	
所有する当社の株式数	
600株	

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年	4月	当社入社
2002年	3月	当社中央研究所第二グループ長
2015年	6月	当社内部統制グループ長(現任)
2019年	3月	当社監査グループ長(現任)

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松岡大藏氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松岡大藏氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は監査等委員である社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外取締役に就任した場合に、長年の税務実務により培われた知識、経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 松岡大藏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 松岡大藏氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2020年5月1日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第1号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役7名および在任中の監査等委員である取締役3名に対し、それぞれ本定時株主総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をしたいと存じます。

支給の時期につきましては、各取締役および監査等委員である取締役の退任時としたうえで、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査等委員である取締役につきましては監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案について、任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議の結果、異議なく、また監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査等委員である取締役の略歴は以下の通りであります。

氏名	略歴	
はせがわ よしひろ 長谷川 吉弘	1977年 12月	当社取締役
	1983年 8月	当社常務取締役
	1985年 6月	当社取締役副社長
	1987年 6月	当社代表取締役副社長
	1988年 6月	当社代表取締役社長
		現在に至る
かねしろ てるお 金城 照夫	2004年 6月	当社取締役
	2010年 6月	当社常務取締役
	2016年 6月	当社代表取締役専務
		現在に至る
たに なか いち ろう 谷 中 一 郎	2010年 6月	当社取締役
	2014年 6月	当社常務取締役
		現在に至る
にし おか つとむ 西 岡 務	2017年 6月	当社常務取締役
		現在に至る
た おか しゅん いち ろう 田岡 俊 一 郎	2017年 6月	当社取締役
		現在に至る

氏名	略歴	
かた　おか　りょう　へい 片　岡　良　平	2019年　6月	当社取締役 現在に至る
ろ　　　　　えい　けつ 呂　　　　　英　傑	2019年　6月	当社取締役 現在に至る
やま　だ　ひで　お 山　田　英　男	2017年　6月	当社監査等委員である取締役 現在に至る
みち　がみ　たつ　や 道　上　達　也	2015年　6月	当社監査等委員である取締役 現在に至る
たか　はし　つね　お 高　橋　庸　夫	2017年　6月	当社監査等委員である取締役 現在に至る

第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は2015年6月25日開催の第73期定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいておりますが、今般、監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役以外の取締役は7名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100千株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日(ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任または退職する場合は、当該事業年度経過後6月以内に当社取締役会で定める日)までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案について、任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議の結果、異議なく、また監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米国の景気は回復が続き、欧州は弱い回復となり、中国は緩やかな減速傾向となりました。

日本経済は、緩やかに回復していたものの、2019年10月の消費税率引上げにより、景気が落ち込みました。

2020年に入り、世界経済、日本経済ともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況になっています。

このような中、当社グループは2019年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画『NEW HARIMA 2021』を策定し、更なる事業の成長に取り組んでおります。

当社グループの海外事業は、中国は堅調でしたが、欧州および北米での販売数量の減少があり、売上高は前期に比べ減少しました。それに伴い、利益面も、前期に比べ減少しました。

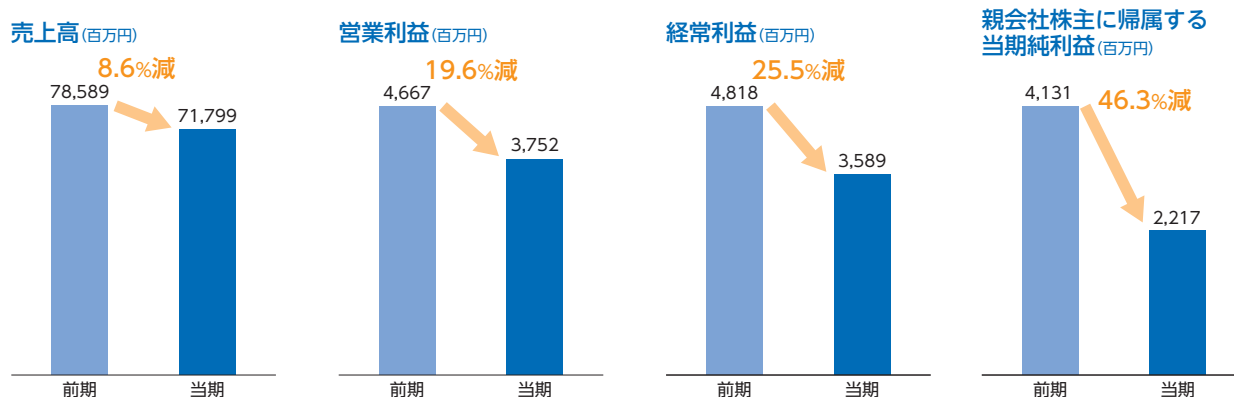
国内事業も、売上高、利益面とも前期に比べ減少しました。

その結果、当社グループの当期の連結業績は、売上高は717億9千9百万円となり、前期に比べ67億8千9百万円(△8.6%)の減収となりました。

利益面では、営業利益は37億5千2百万円となり、前期に比べ9億1千4百万円(△19.6%)の減益となりました。経常利益は35億8千9百万円となり、前期に比べ12億2千8百万円(△25.5%)の減益となりました。

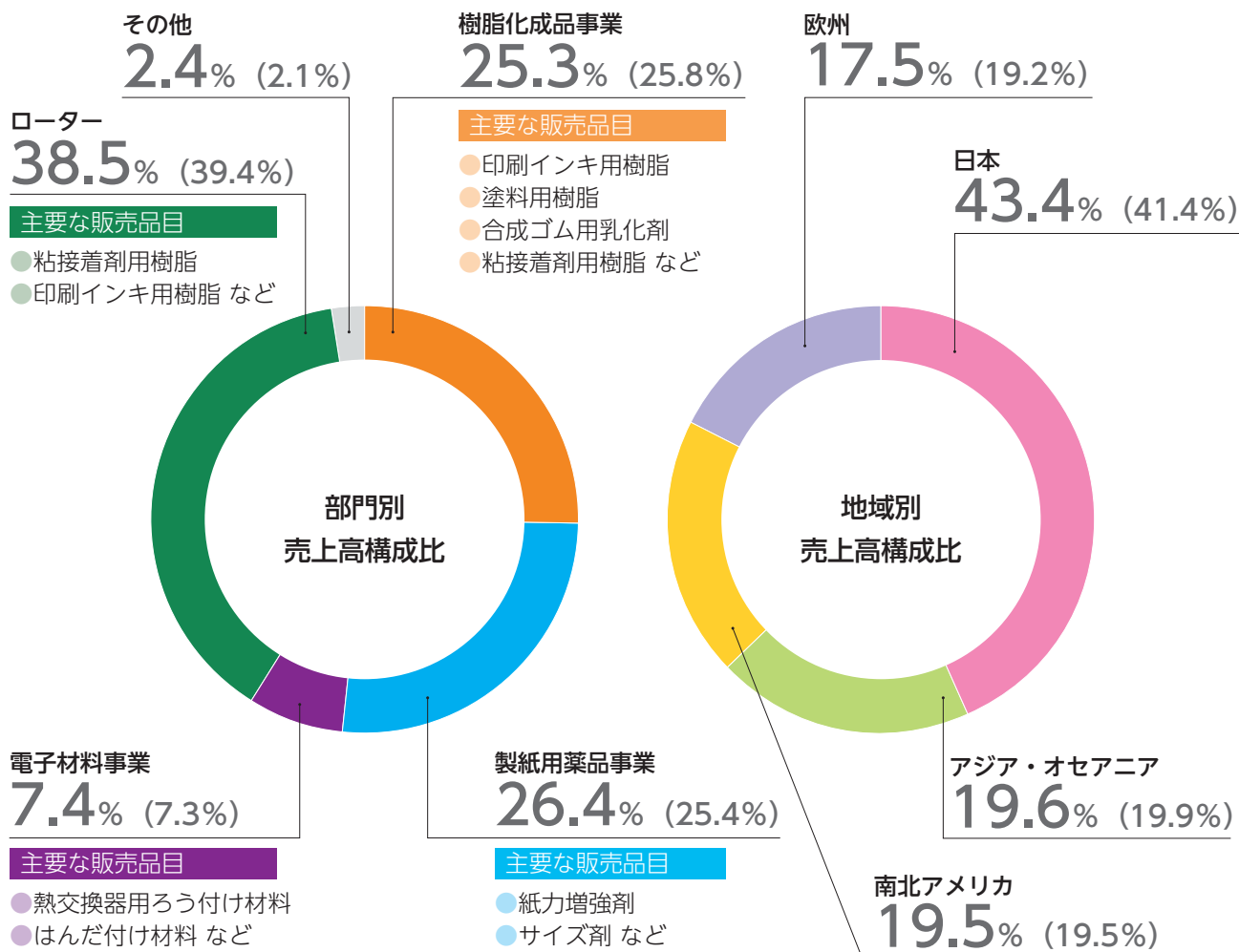
また、親会社株主に帰属する当期純利益は22億1千7百万円となり、前期に比べ19億1千3百万円(△46.3%)の減益となりました。これは、前期は連結子会社の繰延税金資産の追加計上に伴い、法人税等調整額(△は益)を△12億3千9百万円計上したためであります。

■ 連結業績



■ 部門別、地域別売上高構成比

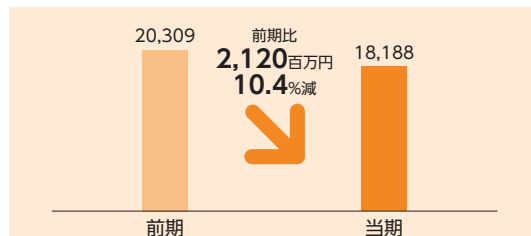
()内は前期の比率です。



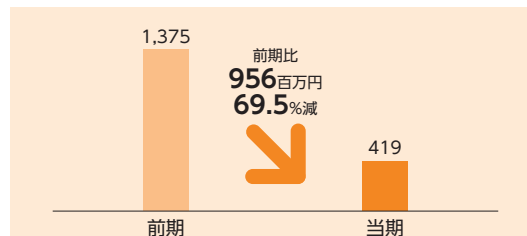
部門別経営成績の概要

樹脂化成品事業

売上高(百万円)



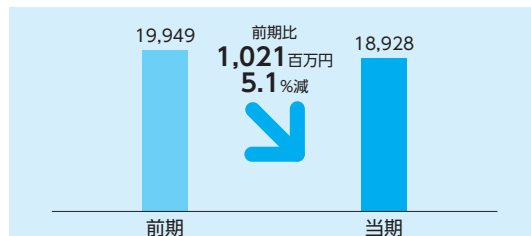
営業利益(百万円)



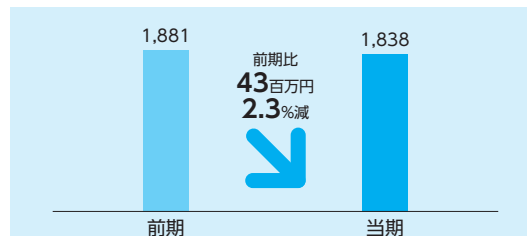
国内の印刷インキ業界および塗料業界の生産量は、前期に比べ減少しました。
 当部門では、印刷インキ用樹脂の販売数量が減少したことや、自然災害、消費税率上げの影響により塗料用樹脂の販売が低迷したことで、前期に比べ売上高は減少しました。
 また、営業利益は、売上高の減少や主原材料価格の上昇により、前期に比べ減少しました。
 その結果、当部門では前期に比べ減収減益となりました。

製紙用薬品事業

売上高(百万円)



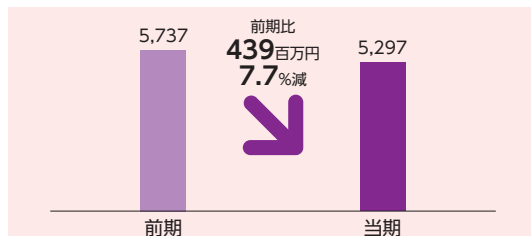
営業利益(百万円)



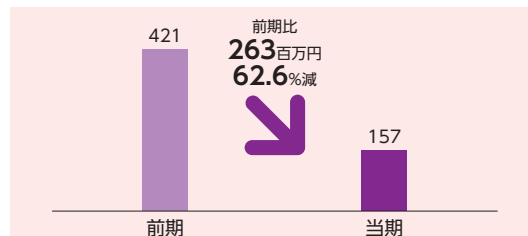
国内の製紙業界は、板紙および印刷情報用紙の需要が低迷し、紙・板紙生産量は、前期に比べ減少しました。海外の紙・板紙生産量は、中国は前期に比べ増加しましたが、米国は前期に比べ減少しました。
 当部門では、中国が引き続き堅調に推移したものの、国内および米国は低調でした。
 その結果、当部門では前期に比べ減収減益となりました。

電子材料事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



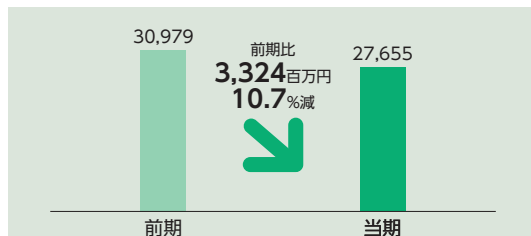
当部門が主に関連する自動車業界の生産台数は、国内は消費税率引上げもあり、前期に比べ減少しました。海外では欧州は環境規制前の駆け込み需要もあり微増となり、北米は需要低迷により減少しました。中国は米中貿易摩擦と景気減速による影響で大幅な減少となりました。

当部門では、前期に比べてはんだ付け材料の販売数量は増加しましたが、自動車熱交換器用ろう付け材料、半導体用機能性樹脂、導電性ペーストの販売数量が大きく減少しました。また、新型コロナウイルス感染症による影響で、中国での販売数量が更に減少しました。

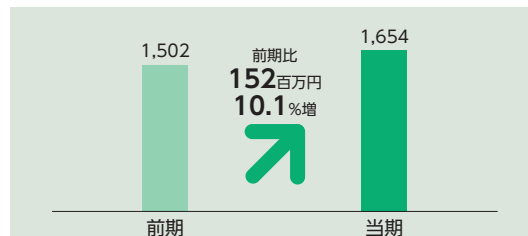
その結果、当部門では前期に比べ減収減益となりました。

ローター

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



世界7か国を拠点に展開するローター社では、主に粘接着剤用樹脂、印刷インキ用樹脂を製造販売しております。

粘接着剤用樹脂の需要は堅調に推移しており、欧州および南米の販売が好調であったことから、販売数量は前期に比べ増加しました。

出版印刷インキ用樹脂は、情報のデジタル化を背景に世界的に需要が低迷しており、欧州と北米において販売が低調であったことから、販売数量は前期に比べ減少しました。

営業利益は、販売数量および売上高は減少したものの、商品構成の変化および製造原価の低減を主な要因として、前期に比べて増加しました。

その結果、当部門では前期に比べ減収増益となりました。

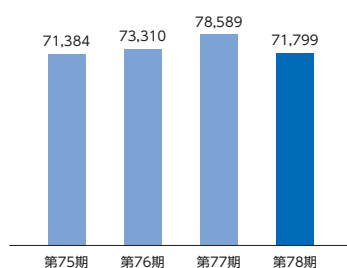
(2) 財産および損益の状況

■ 当社グループの財産および損益の状況 (単位：百万円)

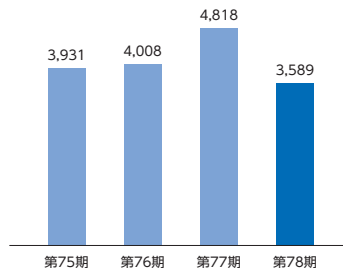
	第75期 (2017年3月期)	第76期 (2018年3月期)	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)
売上高	71,384	73,310	78,589	71,799
経常利益	3,931	4,008	4,818	3,589
親会社株主に帰属する当期純利益	2,421	2,725	4,131	2,217
1株当たり当期純利益(単位：円)	93.31	105.03	159.02	87.67
総資産	67,134	69,637	72,870	71,395
純資産	33,813	36,097	37,811	37,745

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第77期の期首から適用しており、第75期、第76期は遡及適用後の数値を記載しております。

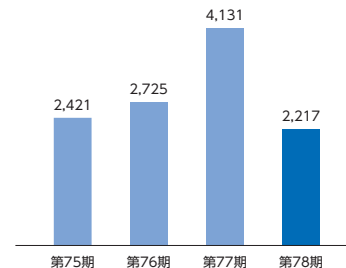
売上高(百万円)



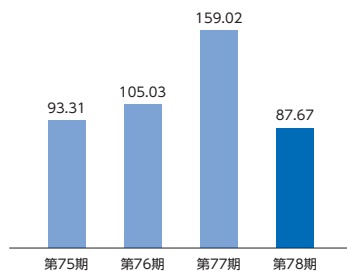
経常利益(百万円)



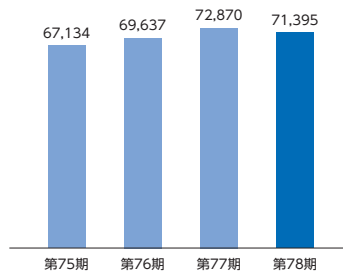
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



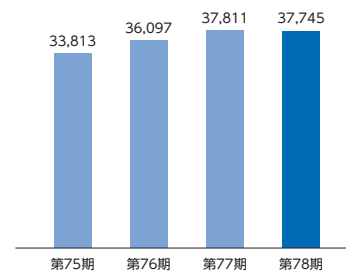
1株当たり当期純利益(円)



総資産(百万円)



純資産(百万円)

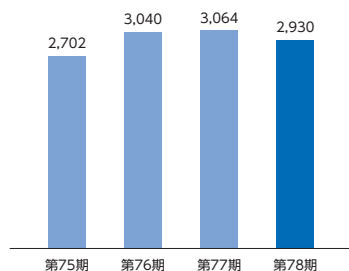


■ 当社の財産および損益の状況 (単位：百万円)

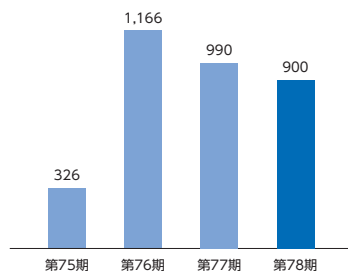
	第75期 (2017年3月期)	第76期 (2018年3月期)	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)
営業収益	2,702	3,040	3,064	2,930
経常利益	326	1,166	990	900
当期純利益	509	1,783	379	984
1株当たり当期純利益 (単位：円)	19.65	68.72	14.60	38.93
総資産	36,612	36,108	34,603	35,257
純資産	26,455	27,717	26,508	25,555

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第77期の期首から適用しており、第75期、第76期は遡及適用後の数値を記載しております。

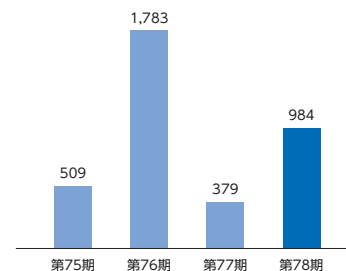
営業収益 (百万円)



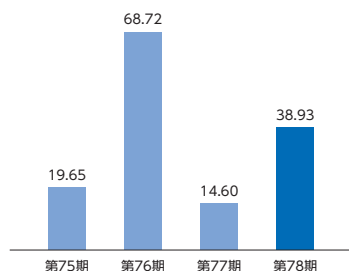
経常利益 (百万円)



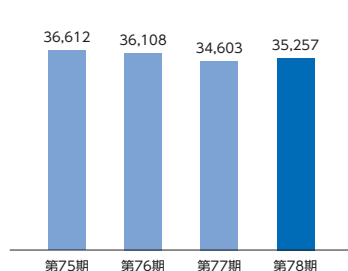
当期純利益 (百万円)



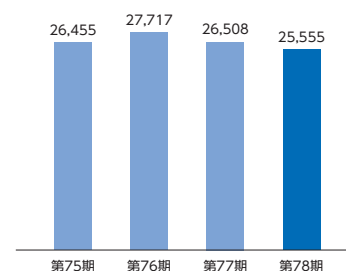
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(3)設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資額は36億8千3百万円で、主なものは加古川製造所の環境保全設備改修工事、研究開発センターの信頼性試験センター改修工事や各子会社での製造設備の更新などであります。

なお、これらに要する資金は自己資金および一部借入金により充当しました。

(4)対処すべき課題

①経営の基本方針

当社グループは「自然の恵みをくらしに活かす」を基本理念として、植物資源「松」から得られる有効物質を化学製品にしてお届けし、人々の生活や産業界に深く関わりながら、豊かな社会の創造を追求してきました。今後もこの理念のもと、株主の皆様からこれまで以上に期待され、ステークホルダーから信頼される企業となるため、2019年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画『NEW HARIMA 2021』を策定して、企業価値の一層の向上をめざします。

②中期経営計画『NEW HARIMA 2021』の概要

〔目標計数〕

2021年度に売上高1,000億円、営業利益70億円、ROE(自己資本当期純利益率)10.0%の達成をめざします。

〔目標達成に向けた基本方針〕

- ・基盤事業の更なる体質強化と未参入市場の開拓をめざします。
- ・成長領域への研究開発先行投資を増強し、新たなビジネスモデルや新製品の早期実績化をめざします。
- ・安全操業を最優先し、リスク管理の徹底と継続的な改善活動に取り組むとともに、環境負荷の少ないものづくりをめざします。
- ・本社部門の事業支援機能高度化と業務の効率化に取り組みます。
- ・従業員の個性を尊重し、明るく活力のある企業風土を実現します。
- ・新型コロナウイルス感染拡大による経済社会情勢の変化に備えて、経営体質の強化に努めます。

なお、新型コロナウイルス禍の中、当社グループは供給責任を果たすべく、操業継続に努めております。

(5)主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、樹脂化成品、製紙用薬品、電子材料などの製造販売を主な内容として、事業を展開しております。

事業部門	事業内容
樹脂化成品事業	印刷インキ用樹脂・塗料用樹脂・合成ゴム用乳化剤・粘接着剤用樹脂・ツール油製品
製紙用薬品事業	紙力増強剤・サイズ剤・表面塗工剤
電子材料事業	熱交換器用ろう付け材料・はんだ付け材料

(6)重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

名 称	出資比率 (%)	主要な事業内容
ハリマ化成株式会社	100	樹脂化成品、製紙用薬品、電子材料などの製造販売
ハリマ化成商事株式会社	100	不動産管理など
株式会社セブンリバー	100	業務用洗剤などの製造販売
ハリマエムアイディ株式会社	75	トール油製品の製造販売
株式会社日本フィラーメタルズ	100	電子材料の製造販売
HARIMA USA, Inc.	100	米国での原料調達、事業支援および米国グループ会社2社の持株会社
ハリマドブラジルインダストリアキミカLTDA.	99.88	ロジンおよびロジン誘導体の製造販売
杭州哈利瑪電材技術有限公司	100	電子材料の製造販売
ハリマテックマレーシア Sdn. Bhd.	100	電子材料の製造販売
杭州杭化哈利瑪化工有限公司	56.07	製紙用薬品の製造販売
南寧哈利瑪化工有限公司	95	ロジンおよびロジン誘導体の製造販売
ハリマテックチェコ, s. r. o.	100	電子材料の製造販売
信宜日紅樹脂化工有限公司	100	ロジンおよびロジン誘導体の製造販売
ローターB.V. (LAWTER B.V.)	97.68	ローター各社の統括
哈利瑪化成管理（上海）有限公司	100	中国グループ会社に対する資金、財務、経営などの管理・支援

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 主要な営業所および工場

■ 当社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区

■ 子会社等の主な製造拠点および研究開発拠点

名 称	所 在 地
ハリマ化成株式会社	本社所在国：日本
加古川製造所	兵庫県加古川市
富士工場	静岡県富士市
東京工場	埼玉県草加市
中央研究所	兵庫県加古川市
筑波研究所	茨城県つくば市
ハリマエムアイディ株式会社	本社所在国：日本
加古川工場	兵庫県加古川市
ローター BVBA	本社所在国：ベルギー
カロ工場	ベルギー・カロ
プラズミン テクノロジー, Inc.	本社所在国：米国
ベイミネット工場	米国アラバマ州
杭州杭化哈利瑪化工有限公司	本社所在国：中国
杭州工場	中国浙江省杭州市

② 従業員の状況

■ 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,466名	8名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

■ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
85名	10名増
平均年令	平均勤続年数
43.6才	14.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 前期比増加の主な理由は、グループ会社全体を管理するため、生産技術部門を事業会社であるハリマ化成株式会社から、当社へ配置換えしたためです。

(8) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	9,339

(9) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式および新株予約権等に関する事項

(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

59,500,000株

(2) 発行済株式の総数

26,080,396株 (自己株式974,643株を含む)

(3) 株主数

2,779名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
長谷川興産株式会社	5,826	23.20
ハリマ化成共栄会	1,290	5.13
有限会社松籟	1,273	5.07
株式会社三井住友銀行	1,094	4.35
公益財団法人松籟科学技術振興財団	965	3.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	827	3.29
兵庫県信用農業協同組合連合会	728	2.90
株式会社みなと銀行	692	2.75
京阪神興業株式会社	672	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	476	1.89

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式974,643株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を減じた株式数(25,105,753株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

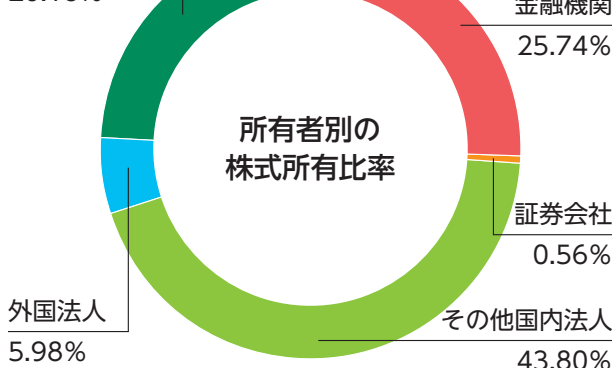
(5) 株式分布状況

自己株式

3.74%

個人・その他

20.18%



(6) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、自己株式を以下の通り取得しました。

	取得した期間	取得株式数 (株)	取得価額の総額 (円)
第78期 (2020年3月期)	2019年4月1日 ～2020年1月31日	545,200	606,165,700
第77期 (2019年3月期)	2019年2月1日 ～2019年3月31日	372,200	393,792,100
合 計	2019年2月1日 ～2020年1月31日	917,400	999,957,800

- (注) 1. 2019年1月31日開催の取締役会にて自己株式の取得を以下の通り決議しました。

取得対象期間 2019年2月1日～2020年1月31日
取得し得る株式の総数 1,000,000株(上限)
取得価額の総額 10億円(上限)

2. 取得対象株式の種類は、当社普通株式です。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 吉弘	ハリマ化成株式会社 代表取締役社長 ハリマ化成商事株式会社 代表取締役社長 ハリマエムアイディ株式会社 代表取締役社長 ローター社 会長 公益財団法人松籟科学技術振興財団 理事長
代表取締役専務	金城 照夫	専務執行役員 ハリマ化成株式会社 取締役
常務取締役	谷中 一郎	常務執行役員 ローター社 社長 兼 CEO
常務取締役	西岡 務	常務執行役員 研究開発部門統括 研究開発カンパニー長
取締役	田岡 俊一郎	上席執行役員 海外業務推進担当 経営企画グループ長
取締役	片岡 良平	上席執行役員 安全・環境・品質、生産技術部門統括 生産本部長 安全・環境・品質グループ長 生産技術グループ長 ハリマ化成株式会社 取締役
取締役	呂 英傑	上席執行役員 製紙用薬品事業カンパニー長
取締役(監査等委員)	山田 英男	ハリマ化成株式会社 監査役
取締役(監査等委員)	道上 達也	弁護士
取締役(監査等委員)	高橋 庸夫	一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 理事

- (注) 1. 取締役(監査等委員)道上達也氏および高橋庸夫氏は、社外取締役であります。
2. 社内事情に精通した者が、取締役からの情報収集および取締役会以外の社内の重要会議への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るため、山田英男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)山田英男氏は、長年の金融機関における財務関連業務の経験および当社経営企画部門での経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また取締役(監査等委員)高橋庸夫氏は、事業会社における財務および会計業務の長年の経験と代表取締役としての企業経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2019年6月21日開催の第77期定時株主総会において、片岡良平氏、呂英傑氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 2019年6月21日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、取締役 土田史明氏は、任期満了に伴い退任いたしました。

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の通りであります。

専務執行役員	金城 照夫	執行役員	柴田 光
常務執行役員	谷中 一朗	執行役員	門向 成明
常務執行役員	西岡 務	執行役員	古屋 茂
上席執行役員	田岡 俊一郎	執行役員	笹倉 敬司
上席執行役員	片岡 良平		
上席執行役員	呂 英傑		
上席執行役員	岩佐 哲		
上席執行役員	佐藤 尚人		
上席執行役員	柏木 哲也		
上席執行役員	岸本 泰久		
上席執行役員	隈元 聖史		
上席執行役員	藤本 恵弘		
上席執行役員	上辻 清隆		

(2)責任限定契約の内容と概要

当社と各社外取締役とは、当社定款および会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3)取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取締役(監査等委員を除く)	8名	249百万円	(注)1、2、3、4
取 締 役(監 査 等 委 員)	3名	39百万円	(注)1、2
(う ち 社 外)	(2名)	(19百万円)	
計	11名	289百万円	

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額(年額)は第73期定時株主総会決議に基づき300百万円、取締役(監査等委員)の報酬限度額(年額)は第73期定時株主総会決議に基づき48百万円となっております。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与等)は含んでおりません。
2. 報酬等の総額には、当期中に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額45百万円を含んでおります。
3. 上記の人数には、2019年6月21日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記のほか、2019年6月21日開催の第77期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役に対する退職慰労金として、退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名に対し6百万円を支給しております。
- なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額6百万円を含んでおります。
5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表記しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席 回数／取締役会 回数	出席 回数／監査等委員会 回数	発 言 状 況
社外取締役 (監査等委員)	道 上 達 也	18回／18回	16回／16回	主に弁護士としての専門的見地から、議案、審議などにつき必要な発言を適宜しております。
社外取締役 (監査等委員)	高 橋 庸 夫	18回／18回	16回／16回	主に経営戦略や財務管理、コーポレート・ガバナンスの観点から、議案、審議などにつき必要な発言を適宜しております。

(注) 社外取締役 道上達也氏および高橋庸夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての当期に係る報酬等の額
- 42百万円
- ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
- 64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の重要な子会社のうち、LAWTER B.V.等は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当期における会計監査人の活動計画および報酬見積の算定根拠の適正性等について審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新収益認識基準導入に関する指導・助言業務に対する対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 剰余金の配当などの決定に関する方針

株主の皆様への配当につきましては、安定した配当を継続して実施するとともに、将来の企業価値向上による株主利益の増大を目指した積極的な事業展開に備え、内部留保の充実に努め経営基盤の強化を図りながら、業績動向、配当性向を勘案して実施してまいります。

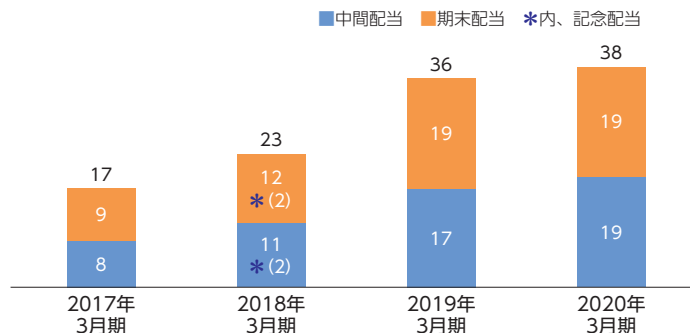
内部留保金につきましては、財務体質の強化、収益性の高い事業および研究開発活動への投資、生産体制の整備などに活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当期の中間配当金は、2019年10月31日に取締役会決議を行い、1株当たり19円を実施しておりますが、期末配当金も同様に1株当たり19円の普通配当とさせていただき、年間配当金は1株当たり38円とさせていただきます。

なお、期末配当金および剰余金の処分につきましては、計算書類に係わる法定の監査を経て、取締役会で決定したのですが、当社は、剰余金の配当などについて会社法の定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議による旨定款に定めております。

【ご参考】1株当たりの配当金額の推移(円)



(注) 1. 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高などの記載金額には、消費税などは含まれておりません。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考)前期
(資産の部)		
流 動 資 産	36,482,655	38,151,792
現 金 及 び 預 金	4,006,886	3,352,743
受取手形及び売掛金	17,574,117	21,524,707
商 品 及 び 製 品	5,829,328	5,866,144
原材料及び貯蔵品	7,108,562	5,691,792
そ の 他	2,054,815	1,818,394
貸 倒 引 当 金	△91,054	△101,989
固 定 資 産	34,912,492	34,718,902
有形固定資産	23,115,046	22,037,242
建 物 及 び 構 築 物	5,398,827	5,360,615
機械装置及び運搬具	6,621,357	6,493,139
土 地	8,516,171	8,529,691
リ ー ス 資 産	390,005	434,809
そ の 他	2,188,685	1,218,986
無形固定資産	739,689	788,101
ソ フ ト ウ ェ ア	394,553	367,202
そ の 他	345,136	420,899
投資その他の資産	11,057,756	11,893,558
投 資 有 価 証 券	8,894,986	9,596,758
繰 延 税 金 資 産	1,328,410	1,414,039
そ の 他	837,070	885,469
貸 倒 引 当 金	△2,710	△2,710
資 産 合 計	71,395,148	72,870,694

科 目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流 動 負 債	26,567,973	28,528,733
支払手形及び買掛金	8,863,043	9,019,773
短 期 借 入 金	12,384,064	13,423,323
1年内返済予定の長期借入金	1,327,939	1,614,525
リ ー ス 債 務	72,468	73,182
未 払 法 人 税 等	494,699	674,088
役員賞与引当金	81,730	87,320
そ の 他	3,344,027	3,636,520
固 定 負 債	7,081,302	6,530,524
長 期 借 入 金	3,251,090	2,393,288
リ ー ス 債 務	870,119	952,183
繰 延 税 金 負 債	625,006	844,245
預 り 保 証 金	582,681	684,031
役員退職慰労引当金	487,135	447,241
資 産 除 去 債 務	48,985	48,985
退職給付に係る負債	996,831	954,360
そ の 他	219,453	206,189
負 債 合 計	33,649,275	35,059,257
(純資産の部)		
株 主 資 本	36,953,166	36,308,150
資 本 金	10,012,951	10,012,951
資 本 剰 余 金	9,767,709	9,767,753
利 益 剰 余 金	18,200,536	16,949,929
自 己 株 式	△1,028,030	△422,482
その他の包括利益累計額	△1,818,180	△951,276
その他有価証券評価差額金	871,590	1,234,378
為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,439,491	△2,019,448
退職給付に係る調整累計額	△250,278	△166,206
非支配株主持分	2,610,886	2,454,562
純 資 産 合 計	37,745,872	37,811,436
負 債 ・ 純 資 産 合 計	71,395,148	72,870,694

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考) 前期
売上高	71,799,094	78,589,084
売上原価	53,842,884	59,461,302
売上総利益	17,956,209	19,127,782
販売費及び一般管理費	14,203,376	14,460,465
営業利益	3,752,833	4,667,316
営業外収益	371,062	708,627
受取利息及び配当金	147,069	263,006
不動産賃貸料	38,525	117,102
為替差益	—	208,422
その他の	185,466	120,095
営業外費用	534,183	557,236
支払利息	291,957	275,026
支払手数料	9,174	16,055
インフレ会計修正損	—	125,243
持分法による投資損失	40,170	12,671
為替差損	111,902	—
その他の	80,979	128,239
経常利益	3,589,711	4,818,707
特別損失	76,000	334,736
固定資産解体撤去費	—	64,536
減損損失	76,000	270,200
税金等調整前当期純利益	3,513,711	4,483,971
法人税、住民税及び事業税	838,414	1,201,230
法人税等調整額	49,344	△1,239,909
当期純利益	2,625,952	4,522,650
非支配株主に帰属する当期純利益	408,297	391,360
親会社株主に帰属する当期純利益	2,217,654	4,131,290

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流 動 資 産	4,710,536	3,768,182
現金及び預金	12,208	158,823
前払費用	31,299	31,794
短期貸付金	4,137,006	3,072,000
未収入金	388,766	440,080
その他	141,254	65,482
固 定 資 産	30,546,498	30,835,267
有形固定資産	5,653,895	5,806,850
建物	949,153	1,022,547
構築物	294,979	339,848
機械装置	72,290	109,622
船舶	0	0
車輜運搬具	194	242
工具器具備品	33,850	28,863
土地	4,303,427	4,305,725
無形固定資産	310,386	370,232
借地権	81,989	81,989
ソフトウェア	228,397	278,864
その他	—	9,379
投資その他の資産	24,582,216	24,658,184
投資有価証券	3,303,360	3,776,442
関係会社株式	18,317,578	18,317,578
関係会社長期貸付金	293,000	—
関係会社出資金	2,044,663	1,978,663
その他	624,463	586,350
貸倒引当金	△850	△850
資 産 合 計	35,257,034	34,603,450

科 目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流 動 負 債	7,856,507	5,883,595
短期借入金	7,375,820	4,820,298
1年内返済予定の長期借入金	325,000	900,000
未払金	11,380	1,328
未払法人税等	17,276	45,757
未払消費税	15,237	1,459
未払費用	17,588	20,042
役員賞与引当金	81,730	87,320
預り金	12,474	7,388
固 定 負 債	1,844,564	2,211,212
長期借入金	1,200,000	1,525,000
役員退職慰労引当金	483,430	444,470
繰延税金負債	112,149	192,757
資産除去債務	48,985	48,985
負 債 合 計	9,701,072	8,094,807
(純資産の部)		
株 主 資 本	24,697,132	25,284,971
資本金	10,012,951	10,012,951
資本剰余金	9,776,993	9,776,993
資本準備金	9,744,379	9,744,379
その他資本剰余金	32,613	32,613
利 益 剰 余 金	5,935,218	5,917,510
利益準備金	501,830	501,830
その他利益剰余金	5,433,387	5,415,679
試験研究積立金	100,000	100,000
公害防止積立金	100,000	100,000
退職手当積立金	620,000	620,000
固定資産圧縮積立金	110,396	113,654
別途積立金	2,110,000	2,110,000
繰越利益剰余金	2,392,991	2,372,024
自 己 株 式	△1,028,030	△422,482
評価・換算差額等	858,830	1,223,671
その他有価証券評価差額金	858,830	1,223,671
純 資 産 合 計	25,555,962	26,508,642
負債・純資産合計	35,257,034	34,603,450

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考) 前期
営 業 収 益	2,930,396	3,064,501
営 業 費 用	431,752	475,041
売 上 総 利 益	2,498,644	2,589,460
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,687,014	1,689,538
営 業 利 益	811,629	899,922
営 業 外 収 益	164,330	170,537
受 取 利 息 及 び 配 当 金	120,005	111,370
為 替 差 益	—	2,547
そ の 他	44,325	56,619
営 業 外 費 用	75,428	80,440
支 払 利 息	39,286	37,687
支 払 手 数 料	9,174	16,055
為 替 差 損	4,958	—
そ の 他	22,009	26,697
経 常 利 益	900,532	990,019
特 別 損 失	—	707,195
子 会 社 株 式 評 価 損	—	697,000
減 損 損 失	—	10,000
固 定 資 産 解 体 撤 去 費	—	195
税 引 前 当 期 純 利 益	900,532	282,823
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△85,000	△99,000
法 人 税 等 調 整 額	776	2,589
当 期 純 利 益	984,755	379,234

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高居 健一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 美濃部 雄也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ化成グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専

専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高居 健一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 美濃部 雄也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) コーポレートガバナンスの重要性に鑑み、コーポレートガバナンス・コード遵守状況を重点監査項目として設定し、状況につき報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

ハリマ化成グループ株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 山 田 英 男 ㊞
監 査 等 委 員 道 上 達 也 ㊞
監 査 等 委 員 高 橋 庸 夫 ㊞

(注) 監査等委員 道上達也および高橋庸夫は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

基準日 期末配当金 毎年3月31日
中間配当金 毎年9月30日

上場取引所 東京証券取引所（証券コード4410）

単元株式数 100株

公告方法 電子公告により行います。
(www.harima.co.jp)
ただし、やむを得ない事由によって電子公告
によることができない場合は、日本経済新聞
に掲載いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
及び特別口座の 三井住友信託銀行株式会社
口座管理機関

株主名簿管理人 大阪市中区北浜4丁目5番33号
事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〈郵便物送付先〉 〒168-0063
東京都杉並区和泉2丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〈電話照会先〉 0120-782-031（フリーダイヤル）

【株式に関するお問い合わせ先】

内 容	お問い合わせ先	
	証券会社等の口座にて株式を 管理されている株主様	証券会社等とのお取引がない株主様 (特別口座が開設された株主様)
・ マイナンバーのお届け先 ・ 住所変更 ・ 買取請求 ・ その他各種手続き	お取引の証券会社等	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL：0120-782-031（フリーダイヤル）
・ 未受領の配当金のお支払	三井住友信託銀行 全国本支店	

マイナンバー制度に関する手続について

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務手続で必要となります。
このため、株主様からお取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- ・ 配当金に関する支払調書
- ・ 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

株主総会 会場のご案内

会場

加古川プラザホテル 2階

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
Tel 079-421-8877



本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
当日ご出席の場合は、本冊子と同封の議決権行使書用紙をご持参ください。

交通のご案内

J R「加古川駅」南口より徒歩5分